

【別紙】

訪問看護料金表（医療保険）

2025年4月1日現在

管理療養費	利用料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
訪問看護管理療養費（月の初回訪問日）	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費 1（月の2日目以降）1日につき	3,000円	300円	600円	900円

基本療養費 〈精神医療〉	利用料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ週3日まで 30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
1日につき 30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
週4日目以降 30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円

加算 項目			利用料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
24時間対応体制加算（個人契約による）1月につき			6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算Ⅰ ※1 1月につき			5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ ※2 1月につき			2,500円	250円	500円	750円
時間外 加算	早朝(6時～8時) 1回につき	2,100円	210円	420円	630円	
	夜間（18時～22時） 1回につき	2,100円	210円	420円	630円	
	深夜（22時～翌6時） 1回につき	4,200円	420円	840円	1,260円	
難病複数回訪問加算 2回 1日につき			4,500円	450円	900円	1,350円
3回以上 1日につき			8,000円	800円	1,600円	2,400円
(週4日以上の訪問看護を算定できる利用者のみ)						
緊急時訪問看護加算 (主治医の指示)	月14日目まで 1日につき	2,650円	265円	530円	795円	
	月15日目以降 1日につき	2,000円	200円	400円	600円	
退院時共同指導加算（退院日の翌日以降初日に加算）			8,000円	800円	1,600円	2,400円
・重症度の高い疾病等は2回まで算定可						
特別管理指導加算（特別管理加算の対象者）			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	(退院当日の訪問看護)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	(長時間90分以上の場合)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
長時間訪問看護加算 週1回			5,200円	520円	1,040円	1,560円
・特別な管理を必要とする方で、訪問看護が90分を越える場合						
複数名訪問看護加算 週1回			4,500円	450円	900円	1,350円
・1人で看護を行うのが困難な場合に看護師が2人で看護を行った場合						
在宅患者連携指導加算 1月につき			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 月2回まで			2,000円	200円	400円	600円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ 死亡月1回			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
・死亡日及び14日以内に2日以上でターミナルケアを行った場合						
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 1月につき			780円	78円	156円	234円
・管理療養費を算定している利用者						

保険適応外料金について（全額自己負担）

交通費（実施地域 福島市内）		（片道分）	1 kmにつき	50円
エンゼルケア料金（死後処置料）		10,000円	別途同意書による	
エンゼルケア材料費				
自費の訪問看護		30分未満	4,300円	
		30分以上1時間未満	8,300円	
		1時間以上は115分増す毎に	2,000円	
・ 早朝（6時～8時）夜間（18時～22時）は25％増 ・ 深夜（22時～翌6時）は50％増				
休 日	土曜日・日曜日		1回につき	1,000円
	12月30日～1月3日		1回につき	2,500円
日常生活用品、医療材料、有料駐車料、おむつ代等				
・ サービスを提供するために使用する、水道、電気、ガスなどの費用は利用者様のご負担となります。				

※1 特別管理加算Ⅰ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、又は、在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態ひある者

※2 特別管理加算Ⅱ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
・人工肛門、人口膀胱を設置している状態にある者
・真皮を越える褥瘡の状態にある者
・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

保険適応外料金について（全額自己負担）

交通費（実施地域 福島市内）		（片道分）	1 kmにつき	50円
エンゼルケア料金（死後処置料）		10,000円	別途同意書による	
エンゼルケア材料費				
自費の訪問看護		30分未満	4,300円	
		30分以上1時間未満	8,300円	
		1時間以上は115分増す毎に	2,000円	
・ 早朝（6時～8時）夜間（18時～22時）は25％増		・ 深夜（22時～翌6時）は50％増		
休 日	土曜日・日曜日		1回につき	1,000円
	12月30日～1月3日		1回につき	2,500円
日常生活用品、医療材料、有料駐車料、おむつ代等				
・ サービスを提供するために使用する、水道、電気、ガスなどの費用は利用者様のご負担となります。				

※1 特別管理加算Ⅰ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、又は、在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態ひある者

※2 特別管理加算Ⅱ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
・人工肛門、人口膀胱を設置している状態にある者
・真皮を越える褥瘡の状態にある者
・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

私（利用者及びその家族）は、事業者から医療保険訪問看護サービスの料金表の説明を受け、それに同意します。

同意日： 年 月 日

住 所 _____

利用者名： _____

住 所 _____

代理人（家族） _____ 続柄（ ）